

団体交渉報告

~若年嘱託制度が4年から3年に 粘り強い交渉で短縮を勝ち取る~

天神川三階大會議室で団体交渉が開催された。議題として若年嘱託職員の嘱託期間短縮について当局から、職務への責任感、内容の充実がされ、職員の努力により増客が達成され、兼ねてから強い要望があつた。

若年嘱託期間五年から四年になり、嘱託期間五年から四年になりました。



接拶をされた
瀬戸高志執行委員長



~団体交渉に臨んだ京交執行委員~

(賃金委員会資料)

平成27年8月11日

若年嘱託職員の嘱託期間短縮について（案）

若年嘱託職員について、正規職員への選考採用試験の受験資格を得るまでの必要期間を、現行の「4年」から「3年」に短縮することとしたい。

1 正規職員採用までの期間

正規職員採用までの期間（若年嘱託期間の満了日）を、下記のとおり改正する。

現 行	改 正 案
起算日（本務配属日、見習い期間は除く。）から4年を経過した日（高速運輸関係嘱託職員については、高速乗務員登用試験に合格していることを条件とする。）	起算日（本務配属日、見習い期間は除く。）から3年を経過した日（高速運輸関係嘱託職員については、高速乗務員登用試験に合格していることを条件とする。）

※正規職員採用時期は、原則、若年嘱託期間満了日が属する月の翌月1日付け採用（満了日がその属する月の20日以降である場合には、翌々月1日付の採用）

2 正規職員選考採用試験の対象者

正規職員選考採用試験の対象者を、下記のとおり改正する。

現 行	改 正 案
ア 嘱託バス運転士 イ 高速鉄道運輸嘱託職員 上記ア、イの業務に従事している者で、若年嘱託期間を3年経過した者、かつ、当該年度において「京都市交通局市バス嘱託運転士・高速鉄道運輸嘱託職員雇用の更新について」に定める欠格条項に該当していない者	ア 嘱託バス運転士 イ 高速鉄道運輸嘱託職員 上記ア、イの業務に従事している者で、若年嘱託期間を2年経過した者、かつ、当該年度において「京都市交通局市バス嘱託運転士・高速鉄道運輸嘱託職員雇用の更新について」に定める欠格条項に該当していない者

3 契約更新に係る欠格要件

病気日数及び運転事故に係る欠格要件を、下記のとおり改正する。

現 行	改 正 案
病気休務日数が45日に達した者（ただし、嘱託期間が4年目の者については60日）	病気休務日数が45日に達した者
事故発生者（無責の事故を除く） ア 事故件数が3件以上ある者（ただし、嘱託期間が4年目の者については欠格要件としない。） イ 事故による処分が2件以上ある者（ただし、嘱託期間が4年目の者については欠格要件としない。）	事故発生者（無責の事故を除く） ア 事故件数が3件以上ある者 イ 事故による処分が2件以上ある者

二〇一五年八月十一日（火）天神川三階大會議室で団体交渉が開催された。議題として若年嘱託職員の嘱託期間短縮について当局から、職務への责任感、内容の充実がされ、職員の努力により増客が達成され、兼ねてから強い要望があつた。

若年嘱託期間五年から四年になり、嘱託期間五年から四年になり、嘱託期間五年から四年になり、嘱託期間五年から四年になり、嘱託期間五年から四年になり、嘱託期間五年から四年になり、嘱託期間五年から四年になり、嘱託期間五年から四年になり、嘱託期間五年から四年になり、嘱託期間五年から四年になり、嘱託期間五年から四年になり、嘱託期間五年から四年になりました。

4 実施日 平成27年9月1日（3年となるのは、平成25年1月以降採用の者から）

※経過措置

・平成24年2月、3月採用職員

起算日から3年6箇月経過の平成27年11月1日（2月採用職員）及び平成27年12月1日（3月採用職員）時点で正規職員となるように試験等を実施する。

【実施イメージ】

経過措置（嘱託期間3年6箇月）

平成24年2月採用（バス）

採用 本務発令 H24. 2. 1 H24. 4. 1 H27. 5. 1 H27. 11. 1
正職採用（3年6箇月経過）

平成24年3月採用（バス・高速）

採用 本務発令 H24. 3. 5 H24. 5. 5 H27. 6. 1 H27. 12. 1
正職採用（3年6箇月経過）

短縮完全実施（嘱託期間3年）

平成25年1月採用（バス）

採用 本務発令 H25. 1. 18 H25. 3. 18 H28. 4. 1
正職採用（3年経過）

平成25年2・3月採用（バス・高速）

採用 本務発令 H25. 2. 22 H25. 4. 22 H28. 6. 1
正職採用（3年経過）

5 その他

選考採用試験の実施時期や内容、休業等があった場合の嘱託期間の満了日等については、現行と同様とする。

平成26年度決算概要について

第1 自動車運送事業

1 決算概要

○ 積累資金不足を解消し、一般会計に頼らない「自立した経営」を実現

・ 最大で144億円（平成17年度）あった積累資金不足を解消し、7億円の資金剩余を計上

・ 中期経営方針の目標を1年前倒しで、一般会計に頼らない「自立した経営」を実現

○ 1日当たり旅客数は、前年度比1万5千人増の34万1千人

・ 新運転計画の実施等により、近年にない大幅な増客を実現し、運送収益は前年度

・ 過去5年間では、約3万人の増加を達成

○ 経常損益は、24億円の黒字を確保

・ 一般会計からの任意補助金（生活支援路線補助金4億62百万円）を全額執行抑制

したうえで、24億円の経常黒字

平成26年度決算

経常収入 200億円

経常支出 176億円

経常損益 24億円

資金剩余額 7億円

（1）旅客数の推移

年度	21	22	23	24	25	26
旅客数	311	314	314	321	326	341
対前年度增加数	-	3	0	7	5	15

（千人／日）

平成26年度は前年度比1万5千人増と、近年にない大幅な増客を実現

（2）経常損益及び累積資金不足等の推移



